

第35期横浜市児童福祉審議会 第1回保育所等における虐待担当部会 公開議事会議録		
日 時	令和8年3月18日(水) 18時00分～19時30分	
開催場所	市役所18階 みなと1・2会議室	
出席者	石井部会長、明石副部会長、岩堀委員、大川委員、奥村委員、田上委員	
欠席者	なし	
開催形態	公開(一部非公開)	
次 第	3 部会長及び副部会長の選出 4 保育所等における虐待担当部会の概要について	
議 事	次第3 部会長及び副部会長の選出	
	事務局	委員からの推薦により、石井委員を部会長に選出します。 <了承>
	事務局	石井部会長から、明石委員を副部会長に選出します。 <了承>
議 事	次第4 保育所等における虐待担当部会の概要について	
	石井部会長	次第4 保育所等における虐待担当部会の概要について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	(事務局より説明)
	石井部会長	ただいまの説明について、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。特にないようでしたら、私から一点お伺いいたします。本件は後の案件にも関係するかと思われまので、「不適切保育」との違いについて、具体的に御説明いただけますでしょうか。複数の証言や物的証拠といったお話もございましたが、その境界について御教示いただければと思います。
	事務局	「虐待」と「不適切保育」の違いについて、どの御質問でよろしいでしょうか。
	石井部会長	はい、そのとおりです。
	事務局	従来、改定前の国のガイドラインにおいては、「虐待」とは保護者等による行為であり、いわゆる「虐待の4類型」に該当するものとして定義されておりました。 一方で「不適切保育」は、それに準ずる行為として位置付けられておりましたが、具体的な行為類型や明確な定義はなく、程度等に応じて個別に判断するものとされておりました。 今回のガイドライン改定では、「不適切保育」という用語自体は用いられなくなりましたが、考え方としては従来と同様であり、自治体の裁量により当該用語を使用することは可能とされています。 そのため、横浜市においては従来どおり「不適切保育」という言葉を用いながら、各事案について判断を行っております。 ありがとうございました。自治体ごとに取扱いに違いがあるという

	<p>奥村委員 石井部会長 奥村委員</p>	<p>ことですね。理解いたしました。他に御質問はございますか。 よろしいでしょうか。 はい、お願いいたします。 通報の受理についてお伺いします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>現在、複数の課で通報があるとのことですが、その受付方法や情報提供の流れについて、簡単に御説明いただければと思います。 通報につきましては、主に電話やメールにより受理しております。区役所に御連絡いただく場合もあれば、こども青少年局に直接御連絡いただく場合もあり、いずれも対応可能な体制を整えております。 また、インターネットを通じた通報も受け付けており、本市では「不適切保育相談窓口」を設置しております。この窓口への投稿、あるいは専用電話による通報も可能であり、これらを含めた多様な方法で受理しております。</p>
	<p>奥村委員 石井部会長 岩堀委員</p>	<p>ありがとうございました。 他に御質問はございますか。岩堀委員、お願いいたします。 関心事項として伺いますが、事案が不適切と判断された場合、当該職員に対して「不適切であった」旨の指摘やフィードバックは行われるのでしょうか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>本日の案件にも関連がありますが、虐待と認定された場合に限らず、対応は行っております。 例えば、「虐待には該当しないが不適切な保育であった」と判断される場合や、「該当事案ではない」とされた場合であっても、通報があった事実を踏まえ、同様の事案が発生しないよう指導を行っております。各案件ごとに適切な対応を実施するよう心掛けております。</p>
	<p>石井部会長</p>	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。 他に御意見等はございますか。特にならなければ、公開案件は以上といたします。</p>